

財団法人 日本情報開発協会

資料室

遠隔情報処理質疑応答集

昭和47年5月

遠隔情報処理利用推進協議会

財団法人 日本経営情報開発協会

社団法人 日本情報センター協会

E D P ユーザー団体連合会



1948

1949

1948

1949

編 纂 の こ と ば

昨年5月の公衆電気通信法の一部改正の成立により、わが国における遠隔情報処理利用は、進展への途が開かれた。

しかしながら、ユーザーの側からは、制度の解釈、具体的な運用および技術的な適用面等につきいろいろな疑義が提起されている。

そこで、われわれは昨年以来ユーザー側からの疑義につき検討・説明をつづけてきた。

本書は、その結果を問題別に分類、精査の上とりまとめたものであり、いろいろな問題点が実際に即して解明されていると思われるので、遠隔情報処理の利用を促進する上でひろくユーザーの方々のお役にたつことを期待するものである。

昭和47年5月

財団法人 日本情報開発協会

資 料 室

遠隔情報処理利用推進協議会運営委員会事務局
(財団法人 日本経営情報開発協会事務局)

EDPユーザー団体連合会派遣相談員事務局
(通信回線専門委員会事務局)

目 次

I	共同使用に関する研究	1
II	メッセージ交換に関する研究	6
III	使用パターンに関する研究	9
IV	料金に関する研究	14
V	契約に関する研究	21
VI	使用機器に関する研究	24
VII	回線の種類に関する研究	28
VIII	認可に関する研究	31
IX	工事担任者に関する研究	33
X	公社業務に関する研究	34
XI	その他	35
XII	実例	37

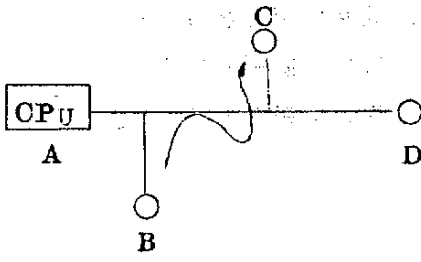
1	Introduction	1
2	Methodology	2
3	Results	3
4	Discussion	4
5	Conclusion	5
6	References	6
7	Appendix	7
8	Bibliography	8
9	Index	9
10	Summary	10
11	Abstract	11
12	Keywords	12
13	Notes	13
14	Footnotes	14
15	References	15
16	Appendix	16
17	Bibliography	17
18	Index	18
19	Summary	19
20	Abstract	20
21	Keywords	21
22	Notes	22
23	Footnotes	23
24	References	24
25	Appendix	25
26	Bibliography	26
27	Index	27
28	Summary	28
29	Abstract	29
30	Keywords	30
31	Notes	31
32	Footnotes	32
33	References	33
34	Appendix	34
35	Bibliography	35
36	Index	36
37	Summary	37
38	Abstract	38
39	Keywords	39
40	Notes	40
41	Footnotes	41
42	References	42
43	Appendix	43
44	Bibliography	44
45	Index	45
46	Summary	46
47	Abstract	47
48	Keywords	48
49	Notes	49
50	Footnotes	50
51	References	51
52	Appendix	52
53	Bibliography	53
54	Index	54
55	Summary	55
56	Abstract	56
57	Keywords	57
58	Notes	58
59	Footnotes	59
60	References	60
61	Appendix	61
62	Bibliography	62
63	Index	63
64	Summary	64
65	Abstract	65
66	Keywords	66
67	Notes	67
68	Footnotes	68
69	References	69
70	Appendix	70
71	Bibliography	71
72	Index	72
73	Summary	73
74	Abstract	74
75	Keywords	75
76	Notes	76
77	Footnotes	77
78	References	78
79	Appendix	79
80	Bibliography	80
81	Index	81
82	Summary	82
83	Abstract	83
84	Keywords	84
85	Notes	85
86	Footnotes	86
87	References	87
88	Appendix	88
89	Bibliography	89
90	Index	90
91	Summary	91
92	Abstract	92
93	Keywords	93
94	Notes	94
95	Footnotes	95
96	References	96
97	Appendix	97
98	Bibliography	98
99	Index	99
100	Summary	100

質問内容	回答
<p>1. 従来の共同専用に関する制限はどの程度緩和されるか</p>	<p>○ コンピューターでデータを加工処理して転送するソフトウェアを共有する必要があるものは認める。ただし、メッセージだけの交換を目的とする場合は認められない。</p>
<p>2. 銀行の受託計算サービスは計算センターの分類に入るか、企業グループの分類に入るか</p>	<p>○ 通常計算センター的な「他人使用」として取り扱う。また、両端末間のデータ送受の場合企業グループと考えてもよい。(相当な関係がある場合)。 ○ 銀行法の制約がある。アメリカで訴訟になり、一応差支えないという判決があったまま控訴中である。</p>
<p>3. 共同使用と他人使用の言葉が法律の条文の上ではっきりしない。</p>	<p>○ 特定通信回線の共同使用、他人使用は、次のとおりである。 (共同使用)</p> <div style="text-align: center;"> <p>DTE — 特定通信回線 — CPU</p> <p>A B A B A B</p> </div> <p>(他人使用) 甲がAの特定通信回線を使用する場合</p> <div style="text-align: center;"> <p>(甲) DTE — 特定通信回線 — CPU</p> <p>A A A</p> </div> <p>なお、公衆通信回線の共同使用、他人使用は検討中</p>

質問内容	回答
<p>4. 東京にあるCPUセンター(地銀)があり、地方に支店、之を特定通信回線で結ぶと料金が高いので、他の金融機関と合同で使用することが許されるか。公衆通信回線を使えばよいがスピードが遅い。</p>	<p>○銀行同志で業務上の提携があればよい。公衆通信回線の高速化も需要があれば考えるが、いまは自信をもって答えられない。</p> <p>○将来公社は総合通信網を考えている。</p> <p>①アナログ通信…電話</p> <p>②デジタル // …4KHz～1MHz</p> <p>③ビデオ系映像通信</p> <p>之を相互乗入れする。需要見通しとタイミングを考え順次実施したい。</p>
<p>5. A銀行が系列にBセンターを持っている。A銀行がBセンターの1室を借用しA銀行のコンピュータを置き、A銀行の職員により専用回線による当座預金、普通預金のオンライン処理を行っている。電々公社との専用回線契約はA銀行名で行っている。</p> <p>BセンターがA銀行のオンライン業務を処理することは出来るか。</p>	<p>○設問後段の意味がよく分らないが、設問前段についてはこのような形態は可能である。</p>
<p>6. 特定通信回線の共同使用で認める省令の基準では企業グループが救済されない。例えば電鉄会社とデパートとは全く関係の</p>	<p>○省令を作った考え方は現在既に実績のあるもの、ソフトウェアで完成しているものなどを挙げておき、之から具体的に生ずるケースは個別審査で認可されれば</p>

質問内容	回答
<p>ない業種であるが、企業グループの考えで一体とされているのに今回は基準に入っていない。</p>	<p>基準に加えるという意向である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○回線網サービスあるいは企業グループという考え方は未だ公衆回線開放という問題が考えられない以前の専用線だけのネットワークとして考えられていたが、公衆回線の開放が実現すると大部分は解決するのではないか、そういう解釈から、後退したのである。
<p>7. 今回の郵政省令に「他人使用」とはどこに書いてあるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○公衆法上、他人使用は、電々公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に適合する場合（計算業務等を他人の需要に応じて行なう場合等、その態様が「行ってこい」の場合に認められる）と郵政省令で定める場合に限り認められている。その郵政省令は、公衆法施行規則才4条の12に規定されている。
<p>8. A社がB社にオペレーションを完全に委せているとき共同使用になるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○単独使用である。その場合はメッセージ交換は自由である。 ○「基準認可」とは、電々公社が自分で決定して回線を貸してよいものであり、「個別認可」とは、自分だけで決められずに郵政省に尋ねるもので、ユーザーとは関係がない。個別認可になったら認められないという考えを持っている人が多いようだが、そうではないので、ユーザー側は申請を出して欲しい。

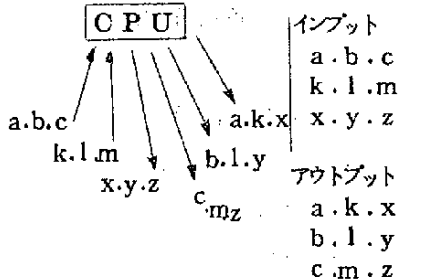
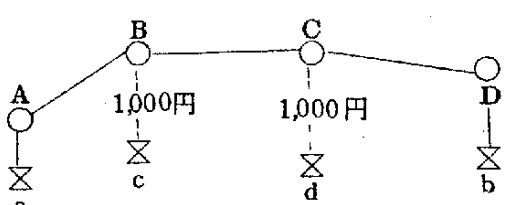
質問内容	回答
<p>9. 9月17日付の官報で特定通信回線利用規程が改訂され発表されている。オ4条とオ10条の改訂であるが、これについて説明して欲しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○オ4条は、共同利用契約について、先の「基準」で定められた内容がそのまま挿入されている。オ10条は、接続機器の認定に関するもので、型式認定を受ければ中身の品質については全くタッチしないということである。これについてユーザー側から「不安がある」という意見が強いが、品質にまでタッチすると、従来通り、認定期間が長いとか、手続きが煩雑だという批判が生ずるので割り切った。 ○品質についてはメーカーとユーザーの間の問題であって公社に責任はないと思う。 ○メーカーにもいろいろあって、機器を送り込んだまま姿を消すようなことがあると、後で迷惑を受けるのは、公社とそれを利用する不特定多数の人々である。数年経過した後に問題が起ることになる。 ○今度は共同利用の範囲内の問題であるから、迷惑するのも共同利用者に限られる。
<p>10. 私設回線と特定回線の共同使用はどうか。</p> <p>11. 1回線の共同利用で、マルチポイントがある場合(次図)、B、Cの間でメッセージ交換が</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○私設回線は、有線電気通信法の規制を受けているが、有線法は改正されていないので、公衆法とそぐわない点があり、個別審査になると思う。 ○今後検討する。

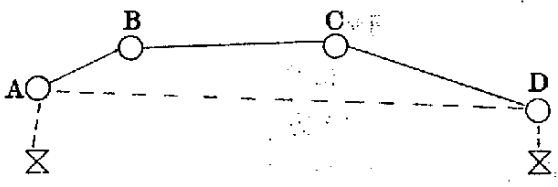
質問内容	回答
<p>技術的に可能であるが、これをどう考えるか。</p> 	
<p>12. N相互銀行とNコンピュータセンターとの間を結んで銀行業務が行なわれるようだが、このケースは共同使用か、他人使用か。(cf. I-5)</p>	<p>○この件については具体的に聞いていない。銀行法にも関連があるのではないか。具体化されれば考える。</p>

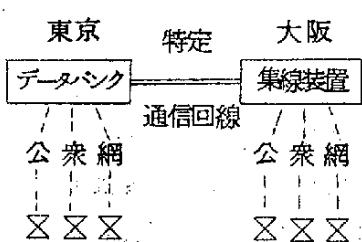
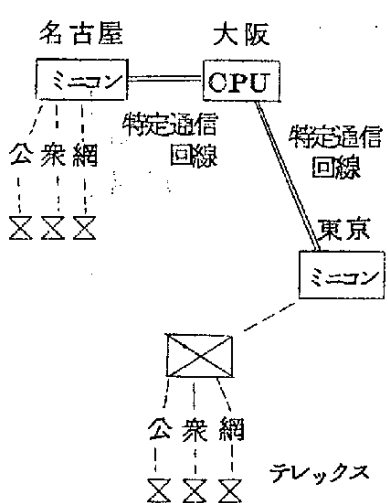
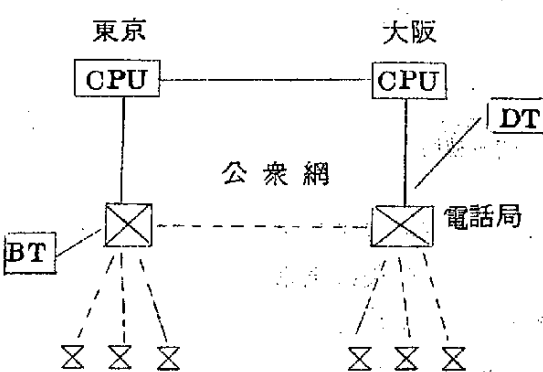
II-1~4

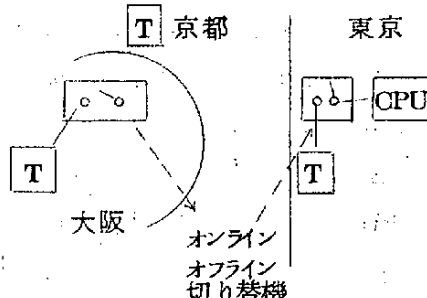
II メッセージ交換に関する質問

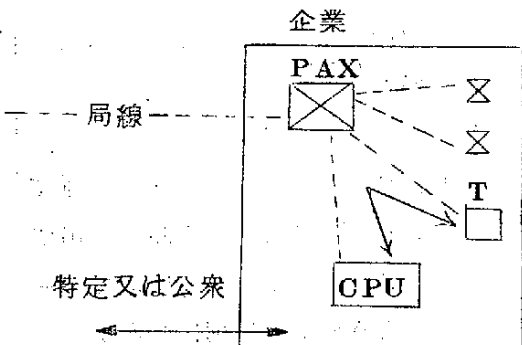
質問内容	回答												
<p>1. ある会員がデータをデータベースに入れて、他の会員が同じデータを検索して取出したときメッセージ交換となるか。</p>	<p>○共同センターとその会員が業務上の関係を有している場合は、共同使用となる。また、考え方によっては他人使用としてもよい。メッセージ交換と情報処理との差は次のように考えられる。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">1 + 2</td> <td style="padding-right: 10px;">→</td> <td style="padding-right: 10px;">1 + 2</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; padding: 0 10px;">}</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">メッセージ交換</td> </tr> <tr> <td>1 + 2</td> <td>→</td> <td>I + II</td> </tr> <tr> <td>1 + 2</td> <td>→</td> <td>3</td> <td style="padding-left: 20px;">情報処理</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">インプット アウトプット</p>	1 + 2	→	1 + 2	}	メッセージ交換	1 + 2	→	I + II	1 + 2	→	3	情報処理
1 + 2	→	1 + 2	}	メッセージ交換									
1 + 2	→	I + II											
1 + 2	→	3			情報処理								
<p>2. 地銀協、全銀協の為替交換はメッセージ交換か、情報処理か</p>	<p>○極めて微妙な所だ。為替交換そのものは原文がそのまま送られるのだからメッセージ交換だが、あとで何通交換されたか、金額はいくらか、全額はいくらかなどの情報処理がでてくる。</p> <p>○銀行の預金振替業務は中央のファイルから引き出すのだから情報処理である。</p>												
<p>3. テレックスを使った発注在庫管理、例えばメーカー卸商の間のネットワークを作るのにどの範囲まで使えるか。</p>	<p>○コンピュータ側は、公衆通信回線使用契約、端末側は既存の加入電信加入契約又は公衆通信回線使用契約によってネットワークを作る。</p>												
<p>4. メッセージ交換と情報処理の違いだが次の例は？</p>	<p>○メッセージ交換だと思う。</p> <p>特定通信回線の場合なら、郵政大臣の判断によるが、相互に関係があれば認められる。</p>												

質問内容	回答
 <p>The diagram shows a central box labeled 'CPU'. Arrows point into the box from the left, labeled 'a.b.c', 'k.l.m', and 'x.y.z'. Arrows point out of the box to the right, labeled 'a.k.x', 'b.l.y', and 'c.m.z'. To the right of the CPU, there are two columns of text. The first column is labeled 'インプット' (Input) and lists 'a.b.c', 'k.l.m', and 'x.y.z'. The second column is labeled 'アウトプット' (Output) and lists 'a.k.x', 'b.l.y', and 'c.m.z'.</p>	
<p>5. 従来「データ通信回線サービス」「データ通信回線網サービス」という案があったときには「企業グループ」という考え方で、その間ではメッセージ交換も自由という思想であったが、それが今度は消えているように思うが。</p>	<p>○ Iの6に同じ</p>
<p>6. 後出XII-1の実例において両社の間にメッセージ交換はないか。</p>	<p>○ 「鉄道」「ツーリスト」の間にはメッセージ交換はない。「ツーリスト」の内部ではある。</p>
<p>7. 市内分岐は出来るか。</p>	<p>○ 出来る。ただし分岐の代金として、各規格の最低料金の半分を付加料金としてもらうことになる。(例えば音声回線の場合は最低料金2,000円の半分で1,000円)</p>  <p>The diagram shows a network with four nodes: A, B, C, and D. Node A is on the left, B is in the upper middle, C is in the upper right, and D is on the right. A line connects A to B, and another line connects B to C. Below each node is a vertical line ending in a cross symbol (X). Under node A is the letter 'a', under B is 'c', under C is 'd', and under D is 'b'. Between nodes B and C, there are two vertical lines, each labeled '1000円' (1000 yen).</p>

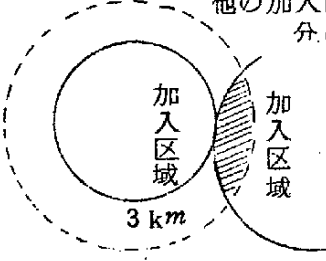
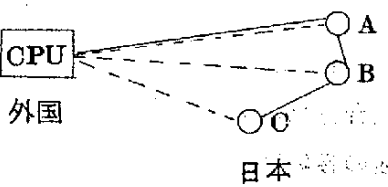
質問内容	回答
	<p>例えば a と b が A-B-C-D の各局を通じてつながっており, B, C 局からそれぞれ c, d が分岐されているとすれば, A-B-C-D の局間距離の合計料金と, c, d それぞれ 1,000 円が全体の料金である。</p> <p>a, b が A-B-C-D の各局を通じてつながっていても分岐がない場合の回線料金は A-D の直線距離で計算する。</p>  <p>The diagram shows four points labeled A, B, C, and D. A is on the left, B is above it, C is to the right of B, and D is on the far right. Solid lines connect A to B, B to C, and C to D. A dashed line connects A and D. Below point A and point D, there are symbols that look like a cross with a vertical line through it.</p>
<p>8. 利用規程を見ると市内分岐は出来ないと書いてあるが…。</p>	<p>現在の利用規程上は確かに市内分岐が出来ないようにしているが, 10月1日付の料金改訂を機に市内分岐が出来るように改正する。</p>

質問内容	回答
<p>1. 削除</p>	<p>削除</p>
<p>2. 東京 大阪</p>  <p>上図のような場合はどうか?</p>	<p>3.と同じ。</p>
<p>3. 名古屋 大阪</p>  <p>大阪にCPUがあり、東京、名古屋とのミニコンとの間を専用線をつなぐ。ミニコンには公衆網でテレックスを端末として結ぶ場合、東京のテレックスから名古屋のテレックスへデータを</p>	<p>。一般的には不可能である。ただしテレックス端末からミニコンを通してCPUへ達し、また元の端末へ返ってくる“行ってこい”の通信なら他人使用の基準を改正すれば許される。その理由は次のとおりである。</p>  <p>現在上図のような公衆網ができています。この単価は全国平均コストで計算されているので当然専用線を利用した場合より</p>

質問内容	回答
送ることができるか。	高くなる。従って、安い専用線を利用して、公衆網を利用するものはなくなるからである。これは世界中どここの国でも許していない。
<p>4. テレックス回線をコンピュータにつなげるには、現在使用中のテレックス回線はこのまま使えるか。改造の必要はないか。料金はいくらになるか。</p>	<p>○ センター側とソフト面においてマッチしておれば、そのまま使え、改造の必要はない。また、料金はコンピュータが公社のものでない限りはテレックスを一日8時間使うとして20%を越えるデータ量の送受があれば公衆通信回線よりも特定通信回線の方が安くなると思う。</p>
<p>5. つきのような形はどうか。</p>  <p>午前中は東京—大阪間でオンライン業務を行ない、午後は東京—京都間でオンラインによる処理を行なう。夜はCPUを切り離して端末機同士でデータ伝送を行なうという場合はどうか。</p>	<p>○ 同一社内であれば問題はない。特定通信回線と専用回線の混同になるが、切り替装置の認定を受ければよい。</p>

質問内容	回答
<p>6. 市内交換電話と特定通信回線（または公衆通信回線）の接続について。</p>	<p>○ X-PAX-CPU-特定通信回線と流れる場合は、同一の者ならよい。X-PAX-CPU-局線と流れる場合は、その提供条件を検討中である。</p> 
<p>7. 現在東京から全国16ヶ所の工場を1200ボアでファックス回線で結んでいるがこれを夜間、データ伝送専門で使いたい。コンピュータ室とファックス室の間を線で結ぶことができるか？</p>	<p>○ 回線の混合使用を電々公社に届けてくれれば結構である。</p>
<p>8. 公社直営の端末機で公衆通信回線を使って自社のコンピュータにアクセスできるか。</p>	<p>○ 制限しないつもりである。</p>
<p>9. (I-5に関して) A銀行とBセンターが1台のコンピュータを共同で使用し、一方ではA銀行のオンライン業務を行ない一方ではBセンターと顧客を結ん</p>	<p>○ A, B間が明確に区分されており、データの交流がないなら可能である。</p>

質問内容	回答
だ「他人使用」を行なうことはできるか。	
10. (上記に関して)一台のコンピュータを昼はA社、夜はB社でそれぞれオンラインを行なうのも可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 9に同じ
11. 町角にボックスがあって誰でもカードを入れるとお金が出てくるキャッシュディスプレイのようなものは何になるか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他人使用になる。
12. (cf. XII-1)「ツーリスト」側から「鉄道」の座席予約状況を全部調べることは出来るか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ツーリスト」としてはその必要はないのでやっていないが、プログラムさえ作れば可能である。
13. (cf. 同上)仮に、調べた結果を「ツーリスト」の各営業所に流したときはどうなるか。管理資料として必要はないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 郵政省の個別認可になる。 ○ 端末は予約と照合しか出来ぬようになっている。管理資料は端末ではとらず、中央のセンターで作る。 ○ 時間を決めて予約状況をディスクに入れ、それを端末側から検索するようなプログラムを組むことは可能であろう。
14. 分岐は同一市内でなければならぬか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ そのような制限はない。

質問内容	回答
<p>15. (cf. VI-13, 14) 契約外の接続等があるか。</p>	<p>○ある場合がある。</p>
<p>16. 電話加入区域及びその電話加入区域の境界から3キロメートル未満の地域内に終始する専用設備については、E, F, I, J, L規格の専用サービスはしないとあるが図で示して欲しい。</p>	<p>(注) 3kmの範囲内の地域であっても、他の加入区域に属する部分は含まれない。</p> 
<p>17. 外国にコンピュータを設置し、国内にはそれぞれ関連のないA, B, Cの3社があり、これを1本のケーブルで結んだ場合、特定専用回線として認めもらえるか。</p> 	<p>○国内線では認めていない。アメリカでは基準が緩やかだが、現在ははっきりしたことは言えない。</p>
<p>18. 将来、cash-dispense の設置という問題も採り上げられるようになるのではないか。</p>	<p>○現在、郵政省では不特定多数の顧客相手のシステムの制度化を考えている。端末機を街頭に設置し、とりあえずタクシーの予約システムを行なうよう検討中である。料金制度化の問題があるが、遠からず可能と考えている。</p>

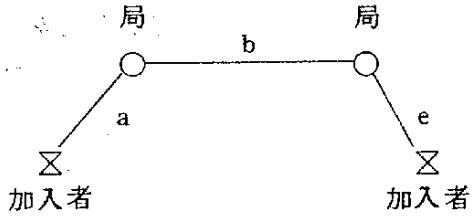
IV-1~3
IV 料金に関する質問

質問内容	回答
<p>1. 電話料金が全国均一料金になる可能性はあるか</p>	<p>○ 将来の問題である。現在実施すると3分30円ぐらいになる。広域時分制は全国均一料金へのオーステップといえる。アメリカのWATS (WIDE AREA TELEPHONE SERVICE) のようなものも考えられるが一度にそこまで飛躍は難しい。</p>
<p>2. 共同専用の付加料金は撤廃されるそうだが、モデムにつけた電話の混合使用料金はどうなるか。</p>	<p>○ 検討中である。</p>
<p>3. PD (PROTECTIVE DEVICE) の料金は?</p>	<p>○ 一時払制で5,500円/1個である。モデムが電々公社の直営のものであればPDは不要、自営モデムの場合にPDが必要になる。</p> <p>○ 外国でもそれぞれ考え方が異なる。アメリカの場合は保護装置は高いが、その代り端末機の接続は自由である。ヨーロッパでは保護装置は安いが端末の接続には技術的なチェックが行なわれ、また保護装置のないところは端末接続を厳格に規制している。</p>

質問内容	回答
<p>4. 特定通信回線の料金について遠距離は引き下げになるか。その時期はいつ頃か。</p>	<p>○ 特定通信回線料金は専用回線料金と同じである。現在、市内専用料金と市外専用料金には著しい格差があるので、近く市内専用料金を引き上げ、市外専用料金を引き下げたい。(46年10月1日改正)</p>
<p>5. 電話料金は広域化することによって市内専用料金が引き上げになる範囲も広がるか。</p>	<p>○ 現在、市内通話区域は約3,000ある。それが広域化によって562区域になる。現在の平均半径3.5キロが15キロになるので市内料金の引き上げより今まで市外で高かったのが引き下げられる効果の方が大きいと思う。また、現在の市内専用回線には規格がないが、規格を設けたい。</p>
<p>6. データ通信と電話の混合使用料として10%の付加料金がついているのはいろいろな面で不合理だというユーザーの声が強いが、改めて聞きたい。</p>	<p>○ 10%付加料金は、本来公衆回線が不足しているときに効用の大きい専用線を使ってもらうので効用分の料金をもらうという考え方であった。この付加料金の取扱いは検討中</p>
<p>7. 「特定通信回線の他人使用」の場合、料金の納入責任者は、契約者になるが、この回線料金をユーザーにどんな方法で配賦してもよいか。例えば安い料金にするとか、また高い料金を取ってもよいか。</p>	<p>○ 総経費を各ユーザーに均等に割り当てるかユーザーまでの距離に応じて回線料金を決めるかなど契約者が決定する問題である。</p>

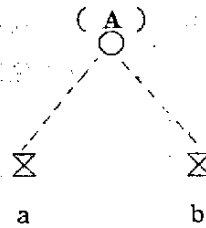
質問内容	回答
<p>8. 東信協が電々直営でデータ通信サービスを行なう場合に距離制による回線料金が問題になったと聞いている。</p>	<p>○ そのとおりだ。例えば科学技術計算をする場合どこでやっても内容は同じであるのにセンターまでの距離によって料金が違うのはおかしいから平均料金にすべきだという理論もある。</p>
<p>9. 着信者払いの制度は公衆通信回線(データ通信)についても考えているか。この場合、着信者払いの番号を決めておく方法をとるのか。そうすると非常に迷惑を受けることも考えられる。</p>	<p>○ 要望があるのでユーザーの意向を調整しているだけである。例えばデパート案内、旅館案内等が考えられている。これを行なうには課金装置を変えねばならないので、今直ぐには行なえない。番号を決めておかないと手動で行なうことになるが、これは困難な問題が多い。</p>
<p>10. 一般特定通信回線の場合には、市内、市外が区別されなくなるか。</p> <p>その場合も急激な変更を避けてステップを踏んで少しずつやって戴きたい。</p>	<p>○ 従来、専用線に市内、市外の区別があって、市内は1キロ当り400円、市外は1キロ当り4,500円だから、約10倍以上の格差があった。だから、例えば東京を中心として周辺都市を含めたいろいろな販売在庫管理やバンキング等は専用料金が非常に高くて困った。従って広域化した経済圏のデータ通信が非常にやりにくい状況にある訳だ。そこで市内と市外の料金差を全面的に撤廃して、ストレートのキロ料金制でゆこうと案を出したところだ。このやり方は現在アメリカとか英国でやっているが……。</p> <p>○ 現在、全国一斉変更の見通して案を郵政</p>

質問内容	回答
	<p>省に出したところだ。一応今年10月を目途として郵政省案を詰めている状況だ。なるべく早い時期にやりたいと思っている。(46年10月1日実施)</p>
<p>11. (cf. 上記) 実際面ではどういったところに影響が大きいのか。</p>	<p>○官公庁は専用線利用が厩大だから予算措置に手間がかかるだろう。特に大蔵省等と警察関係は市内利用が多いから全体として割高になるだろうが、防衛庁、労働省等、及び全国組織の所は大幅な割安となる。</p>
<p>12. 料金や手続き等を営業所に聞きに行っても、まだ通達がないから分らないと要領を得ないが、どこへ行けばはっきりするか。</p>	<p>○現在滲透を図っている最中なので迷惑をかけてい^{財団}資、^{法人}後料3週間^{日本情報開発協会}望すればどこでも分るようになると思う。今でも本社或は通信局の特別営業課へ来て戴ければ十分ご相談する。</p>
<p>13. 料金改訂について、市内専用料金は非常に高くなる。</p>	<p>○市内だけに専用線を引いているもの、例えば東京都庁、消防、警察等は負担が大きくなると思う。同一加入区域で終始するものについては、7キロで頭打ちになっているので安くなる所もある。距離の計算にしても、今迄は次図のような場合、$a + b + c$で計算していたが、今度は局間だけ(b)の距離で計ることにした。</p>

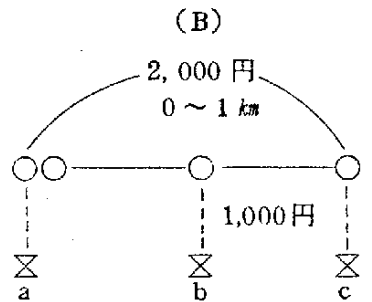
質問内容	回答
	
<p>14. 最低料金の2,000円というのは2線式の場合か。</p>	<p>○ そうだ。4線式の場合は一端末について1,000円プラスとなる。</p>
<p>15. 200ボ一直流, 1200ボ一直流, 2400ボ一直流のサービス時期及び料金について聞きたい。</p>	<p>○ 目下検討中でサービス時期は答えられない。</p>
<p>16. 専用線料金の改訂(10月1日実施予定)によって, 市内専用を重点に置いている所は非常に負担が大きくなる。</p>	<p>○ 改訂案を検討するときいろいろ調査したが, 市内専用だけを使っている所は, 警察, 消防と警備保障会社位しかなかったので踏み切った。遠距離の専用線を併用している所は, その方が値下げになるので喜んでいる。</p> <p>○ 市内専用だけについてみると, 50ボ一は安い, 200ボ一は一定距離迄従来より2~3倍, 1200ボ一, 2400ボ一は5~6倍になっている。</p>
<p>17. (cf. II-7) 料金算定方式(分岐の場合)</p>	<p>○ 料金の算定方式は, 先に説明したように音声の場合, A図のようなときは2,000円</p>

質問内容

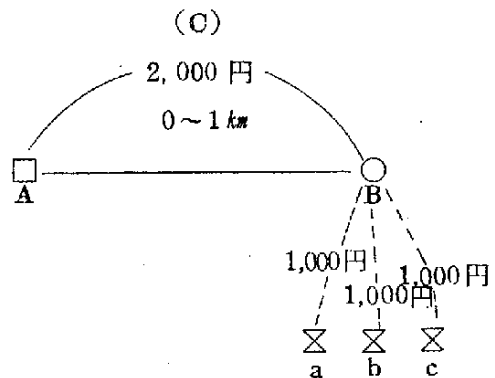
回答



B図の場合は、a, c間は2,000円, bが分岐で1,000円となる。



C図の場合、A-B間は2,000円, b, cがそれぞれ1,000円となる。



18. 市内に終始する混合使用料は
どうなるのか。

○適用しない。

質問内容	回答
<p>19. 新体系料金についての反響はどうか。</p>	<p>○賛否両論というところである。警察、消防関係は反対が強かったようだ。</p>
<p>20. 東京、名古屋間の専用線であるが、200ポーターでも2400ポーターでも料金の値下げ率は同じか。</p>	<p>○この場合、基幹が2,400ポーターであるから、200ポーターについては関係ない。東京、大阪間で約20%位値下げになっている。</p>

V 契約に関する質問

質問内容	回答
<p>1. 「公衆通信使用契約」と従来の「加入電話契約」とはどう違うか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公衆通信回線使用契約 <ul style="list-style-type: none"> (1) 端末は全部自営で、コンピュータも接続可能 (2) データ通信を目的とするもの ○ 加入電話加入契約 <ul style="list-style-type: none"> (1) 端末には必ず直営の本電話機がつく (2) 通話を主目的、付随的に付属設備によるデータ通信も可能
<p>2. オフ・ラインのデータ伝送、例えばキーボードからキーボードのデータ伝送は従来どおりの“専用回線契約”になるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ その通りである。
<p>3. 「共同利用」と「他人使用」の言葉が法律の条文の上どうもハッキリしない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ I-3と同じ。
<p>4. CPUの所有者がA社でも実際に使っているのがB社ならB社と電々公社の間で回線契約を行なってよいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ それでよい。
<p>5. 公衆通信回線使用契約の基準は9月1日までにできるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 9月1日以降になる。
<p>6. 現在の専用線契約でデー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動的に特定通信回線使用契約に切り替

質問内容	回答
<p>タ通信を行なっているものは改めて特定通信回線契約をするのか。</p>	<p>える。</p>
<p>7. (I-1に関して) A銀行は電々公社との専用線契約を廃止し、改めてBセンターが電々公社との専用線契約を結ぶのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ A銀行の契約のままでよい。 ○ コンピュータの所有権は別に問題にならない。占有権の方が問題になる。
<p>8. A, B, C 3社が共同使用契約をしていたときに、D社が新しく共同使用に加わると、これ迄の契約を破棄して新たにA, B, C, D 4社で契約をし直さなければならないが、何故このような面倒なことをするのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ A, B, C, Dが当初から加わっておれば、或は個別認可になっていたかも知れぬ等の理由である。
<p>9. 例えば東京信用金庫協会のオンライン預金システムを民間でやったとしたら共同使用契約でよいのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共同使用契約でよい。同じプログラムで同じデータを処理し合う関係にあるからである。
<p>10. 特定通信回線の契約申請手続きは従来と変っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従来よりプラスされる要素があるが、機器認定が簡略化されるので時間的には短い。 ○ 機器認定は、メーカーが公社に認定されるかどうかを聞くが、OKになった機器はその型式を公示するので、その型式の

質 問 内 容	回 答
	<p>ものは自動的に認定される。</p>
<p>11. 特定通信回線使用契約の申込みについては手続きが違うのか。利用規定才8条と才12条の関係を聞きたい。</p>	<p>○ 特定通信回線を利用する場合は、才8条に規定された手続き（従来の専用線契約と同じ）をして、他人使用させる場合は才12条の手続きを追加してもらうことになる。</p>
<p>12. 共同使用の基準に(1)と(2)があって、(1)は業務上の関係を規定し、(2)は“1の電子計算機本体と1の入出力装置との間に終始するデータ通信のために同一の特定通信回線を2人以上の者が使用するとき”となっていて、「他人使用」と殆んど変りないように思うが、どう違うのか。</p>	<p>○ 「共同使用」の場合は、本体と端末機の占有者がそれぞれ違うときで、「他人使用」は両方の占有者が同一の場合である。契約の文体も、共同使用は2人以上、他人使用は1人である。</p>

VI 使用機器に関する質問

質問内容	回答
1. 音響カプラーはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> 加入電話回線にそのまま連結してコンピュータにアクセスできる。技術認定を受けた音響カプラーならば使用できることになると思う。
2. オンラインでミニ・コンとミニコンの間にデータ伝送をする場合もあると思うがその場合はどうか。	<ul style="list-style-type: none"> 特定通信回線使用契約になる。
3. データ通信用には、一般の通信に支障を生じないようにPD（前出）やNCU（NETWORK CONTROL UNIT）の設備を要すると聞くが、それならば回線に接続する機器認定の必要はないように思うが認定の範囲はどこまでか。	<ul style="list-style-type: none"> 書類審査だけで済むものと送出電流その他のデータを提出してもらう場合とに分れる。例えば公衆通信網につなぐ場合、起動信号が出るか、パルス信号、パルス幅の規格は分かっているか、着信表示が出るか、着信不能の場合の措置等を調べることになる。
4. 従来、電々公社のモデムの規格は外国の統一規格に比べて厳格であったが今度はJISで世界の規格に統一されたのか。	<ul style="list-style-type: none"> JISに統一したい。
5. 特定通信回線利用規程によると、サービスされる回線には、A（50ビット）、B（100ビ	<ul style="list-style-type: none"> その通りである。

質問内容	回答
<p>ット), C(200ビット), D-1, D-5, D-7等規格が定められているが, D-1の帯域使用を除き, モデムは電々公社の直営となっている。他の規格はモデムを自営出来ないのか。</p>	
<p>6. (上記に関し, 以下同じく) そうすると, 200ビット回線(C規格)には自営モデムを使えないことになるが, CCITTのモデムを使いたいと思っても使うことが出来ないのか。</p>	<p>○そのとおりである。しかし, D-1規格によれば可能である。 なお, D-1規格の分割使用については, 現在検討中である。</p>
<p>7. D-1規格で使える自営モデムはCCITTのM102規格と同じと考えてよいか。</p> <p>8. その規格は数字的に明示されるか。</p>	<p>○CCITTの規格よりもっと幅が広い。</p> <p>○目下決裁中であるので近く公表されると思う。</p>
<p>9. 電々公社の回線を借りない構内回線に電々公社のモデムを貸してもらえるか。</p>	<p>○公社の回線がないのにモデムだけ貸すのはどうか……。</p>
<p>10. 分岐装置は自営出来るか。</p>	<p>○分岐装置は電話局に置くことになっている。したがって, 自営は不可能である。</p>

質問内容	回答
<p>同一市内</p> <p>CPU</p> <p>A社</p> <p>T</p> <p>B社</p> <p>T</p>	<p>CPU</p> <p>A</p> <p>T</p> <p>B</p> <p>T</p>
<p>11. 一般計算センターが端末機を顧客側に設置して情報処理サービスする場合、モデムは自営出来るのか。公社のモデムを使うのか。</p>	<p>○ モデムを自営出来るのは今のところD-1規格（帯域使用）の場合に限っている。その他の規格を使用する場合は、すべて公社直営モデムを使ってもらう。但し、公社は回線の品質を保証する。自営モデムを使う場合はPD（回線保護装置）を付けてもらうことになる。</p>
<p>12. 現在、専用線でオンライン処理している。その空き時間、例えば夜だけ音響カプラーを使って社内を移動し乍らコンピュータにデータを送りたいが可能か。</p>	<p>○ カプラーは本来公衆回線網を利用するのが普通で、そのような使い方は考えていなかったし、メリットがあるかどうか疑問に思うが、自営の端末機の一つと考えれば可能と思う。</p>
<p>13.</p>	<p>○ 9月25日付の官報で公示したが、端末機器の才1回型式認定合格品44品目を発表した。</p>
<p>14. (上記に関して) その中に略の記号が付いているものは何か。</p>	<p>○ 記号の付いているものはすべて無審査で認定するもの、記号のないのは一部分、例えば接続の仕方についてだけチェック</p>

質問内容	回答
	<p>するものである。契約以外の接続をしていないかどうかをチェックする。</p>
<p>15. 電々公社へ行くと「このような仕事なら、このような端末機がよい」というように推薦してくれるか。</p>	<p>。それは問題がある。これ迄は端末機を個別に審査して品質まで調べていたが、それでは「時間がかかる」「審査が厳しい」という苦情が多かったので、今度は、品質はすべてユーザーの責任とし、型式認定だけにした。ユーザー側から推薦して欲しいという声が大きければ考える必要もあろうが、推薦は外部の公益法人がテストして適当なものを選んだ方がよくはないか。</p>

VI-1~7

VI 回線の種類に関する質問

質問内容	回答
<p>1. 現在市内で一部75ビットを使っているが、それが50ビット或は200ビットにならざるを得ないか。</p>	<p>○ 今後端末機に外国機が入ってくる可能性が多いので、100ビットのサービスを行なうことを考えている。近く郵政省に認可の申請をする予定である。(46.10.1から100ビットサービスを実施している)</p>
<p>2. 高速ファクシミリは現在距離的に35キロ位しか使えないがもっと遠距離のものを出せないか。</p>	<p>○ 需要があれば考えたい。</p>
<p>3. 特定通信回線について4800 B P S はいつから認められるか。</p>	<p>○ 4800 B P S は今年から年末にかけて商用試験中で、来年(1972年)、遅くとも再来年にサービスを開始できる。</p>
<p>4. 2400 B P S のマルチドロップはいつからか。</p>	<p>○ これは既に認められている。</p>
<p>5. 2400 B P S のハブ・ポリングはどうか。</p>	<p>○ 具体的な要望があれば、その利用の実態をみて検討したい。</p>
<p>6. 帯域内ならば4800ビット、9600ビットも使えるか。</p>	<p>○ 使える。</p>
<p>7. 回線規格の種類を教えてください。</p>	<p>次の通りである。 A-1 50 b p s 直 流</p>

質問内容	回答
	<p>B-1 100 bps 直流</p> <p>C-2 200 " 交流</p> <p>D-1 帯域使用</p> <p>D-2 音声</p> <p>D-3 模写</p> <p>D-5 1200 bps 交流</p> <p>D-7 2400 " "</p> <p>D-10 写真</p> <p>D-11 音楽</p> <p>E (5 Kヘルツ) AM放送</p> <p>F (10 K ") FM放送</p> <p>I-1 48 K bps 帯域</p> <p>I-2 " 写真 模写</p> <p>J-1 240 " 帯域</p> <p>J-2 " 写真 模写</p> <p>L (4メガヘルツ) カラー</p>
<p>8. 48 K bps の分割使用は出来ないか。</p> <p>目途としていつ頃サービスされるか。</p>	<p>○現在、48 K bps のサービスを提供していない。</p> <p>○将来サービスを開始する際、分割使用の是非について考えたい。</p>
<p>9. 公衆網の開放は、広域時分制の実施に合わせて、72年9月以降1年以内ということになっているが、テレックスは広域時分制に関係ないのだからもっと早</p>	<p>○テレックスはトラフィックが弱いのでその手当に時間がかかる。公衆網開放は、72年9月以降「政令で定める日」で、テレックスも同じ日であるが、電話回線の方は、その後1年以内に地域別に開放が</p>

質問内容	回答
くならないか。	実施されるのに対し、テレックスはその日から実施出来るからそれだけ早くなる。
10. テレックスとコンピュータを結ぶのは、現在、既に紙テープで入れ直しているユーザーが先ず始めると思うので、トラフィックは既に分っている。新たに利用するユーザーは準備に相当時間がかかる筈だ。	○ ……。
11. リモート・バッチ方式でデータを一応テープにとっておき、後で送り返すような場合は、2線式がよいか4線式がよいか。	○ スピードはどの位を考えているか。 1200ビットでは2線式、4線式両方あるが、2400ビットは4線式だけになる。スピード、送り方その他システムを組んでみて最適の回線を選ぶのがよいと思う。
12. A, B, C, Dの回線規格は、市内専用の場合、ビットを中心とするか、ヘルツを中心に規定するか。	○ ビット中心で考える。200ビットならC規格とする。
13. (N-19に関連して)	○ 現在広帯域のものを一般に使用出来るように検討中である。

VIII 認可に関する質問

質問内容	回答
<p>1. データ通信(公衆通信使用の場合は特に)の認可には優先順位をつけると聞くがどうなっているのか(才4位と聞いているが)。</p>	<p>○優先順位をつけるつもりである。電話の架設には才一に国家機関や官公庁, 才二に通話量の特に多いもの等という順位がある。データ通信も大都市は問題ないと思うが, 電話回線が少なくて渋滞が多いところで申し込みがあれば優先順位を考へざるを得ない。理論上は, 電話は公衆通信のものだから, 電話がつかないのにデータ通信を許すのは問題だとする考えもあるが, 内容によって決める(才4位と限っていることではない)</p>
<p>2. 9月1日以降共同使用の認可申請はどの位あったか。</p>	<p>○提出されたものが7件, この内4件は旧法で解決出来るもので, 3件だけが共同使用の申請であった。他人使用の申請はまだない。景気沈滞の影響が大きく響いているようである。回線の借用申込も景気の良い時と無い時では2倍位違う。</p>
<p>3. 電々公社に申請を出し, それが郵政省に回されて, 申請が認可にならない場合, 郵政省から本人に直接通知があるのか。</p>	<p>○郵政省から通知はしない。同一企業間の申請については公社の窓口で対応出来るようになる。現在, 9月末日迄の2人以上の共同使用, 他人使用については公社で把握している。このユーザーの名称の発表は差障りがある。</p>
<p>4. 地方で申請が提出された場合,</p>	<p>○連絡はある。公社としては, 単独認可に</p>

質問内容	回答
<p>本社に連絡があるのか。</p>	<p>については通信局で処理するようにしている。</p>
<p>5. 共同使用、他人使用の申請のあった内容について聞かせて欲しい。</p>	<p>共同使用については電気機器メーカーの申請している系列企業との間の生産・販売・在庫管理を始め、座席予約、農協の預金業務、銀行関係等の7件である。他人使用については、サービスセンターから出ている顧客の販売在庫管理に関する1件と、メーカーが申請している研究所との間のソフトウェアに関する1件と併せて計2件である。(以上cf.Ⅷ-2)</p>

質問内容	回答
<p>1. 公衆通信回線使用契約に伴なう機器の設置には工事担任者が必要となっているが工事担任者はどんな形になるか。</p>	<p>○現在、電話交換設備を自社で設けるときに資格を有する工事担任者が要るが、これと同じである。工事担任者がいる会社や工事請負業者でないと工事ができない。コンピュータメーカーに資格のある人が居ればよい。資格は現在の交換設備の知識の他に改正法のデータ通信の内容を知っておればよいと思うが、まだその詳細は決っていない。認定試験は早ければ72年位からやりたい。</p>

X-1, 2

X 公社業務に関する質問

昭和52年度決算報告書

質問内容	回答
<p>1. 中小企業だが、勿来と小金井に事業所がある。現在、電々公社が行なっている販売在庫管理サービスの進行状況を聞きたい。</p>	<p>○現在行なっているサービス区域は、東京、大阪、名古屋の三地区に本社またはそれに準ずる事業所のある会社なら、支店がどこにあってもサービスを受けられるが小金井や勿来は入っていない。サービスを受けられるのは4～5年後になる。現在サービスを受けているのは100以上(端末数)でセンターを増設する必要がある。</p>
<p>2. 「科学技術計算サービス」はいつ頃実施するのか。聞き及んだところでは、平塚、牧方、小浜(石川)、川崎、小山(栃木)等の諸都市にも設置されるそうだが。</p>	<p>○現在、具体的には47,8年度に川崎設置が決まっているだけです。現在、オーグループとして、東京、大阪、名古屋、次にオ二グループとして、札幌、広島、福岡、その辺を狙っています。ただ、大都市周辺をなるべく早くやりたいと思っています。具体的な都市名、年度別ということで、ここでは挙げられないが、一般的には昭和52年迄に全国主要の30万以上の都市に設置すべく構想は持っている。現在、予算折衝もあり、検討を進めている。</p>

XI その他一般質問

質問内容	回答
<p>1. 現在のテレックス・コードを8単位にするつもりはないか。テレックスを販売在庫サービスの端末にできないか。</p>	<p>○ 8単位にするつもりはない。6単位が国際規格となっている。テレックス網から販売在庫サービスにアクセスできるようにするつもりである。</p>
<p>2. 技術基準について説明して欲しい。</p>	<p>○ 技術基準については、前に作成した「専用線の技術基準」を基本として概略説明すると、今回の改正で重要な点は①自営の機器が大幅に広がることによる手当、②数値そのものはJIS規格をとってゆく努力をしていること、③音声帯域幅では、従来、2.700ヘルツ迄であったのを、3.4Kヘルツ幅迄広げてゆくこと、以上のような手直しが行われていることだ。</p>
<p>3. 公衆通信回線の開放はいつ頃からか。</p> <p>前以て、例えば東京はいつからと発表しないのか。</p>	<p>○ 「昭和47年9月～12月迄政令で定める日」と明記されている。現在、時分制の工事中で、政令に定めてから1年以内で工事を終えることになっている。だから、47年1.1月に政令を定めると、向こう1年以内大都市で実施することにしたと考えている。</p> <p>○ 目途としては、48年の春から夏にかけての頃に大都市を終えたいと思っている。(東京は48年3月頃の予定)</p>

質問内容	回答
<p>4. D-1規格の中に「直流方式」というのがあるがこれは何か。</p>	<p>○例えば交通管制の自動監視装置等に使用されているものがある。50ビット以下のものでモデムも要らない。</p>
<p>5. I, J規格については技術基準に入っていないが、これはサービスされないのか。</p>	<p>○I, J規格の回線は、国の機関や報道関係だけにサービスされ、今の所一般にはサービスの提供がないので、これが一般に解放されれば基準を決めたい。目下検討中である。</p>
<p>6. 昭和38年コンピュータを導入以来、現在Tで月間200時間使用し、航空写真を解析し、地図を作製している企業であるが年間6,000万円の経費を削減すべくONLINEを考えている。公社の技術計算なり、サービスセンターの利用等による採算性の点につき教えて欲しい。</p> <p>業務そのものが量的、質的に変化して来ているのが現状で、経費増の原因となっている。これに反して、収入面では増収になっていないので、何か合理的な方法がないのか聞いた次才だ。</p>	<p>○公社の技術計算のライブラリーを見たか。</p> <p>○ONLINEにした場合、貴社の業務ではコンピュータからの結果を一度磁気ディスクに落して、更にこれから、回線スピードに合わせてOUT PUTすることになる。最終的には経費の削減にはならない。</p> <p>○コストの面で考えると、現在のシステムを継続するのがよいように思う。</p> <p>○月間の待時間のロスと、ONLINEに要する費用との関連をオーに考えるべきだ。</p> <p>○計算センターと結んだ場合でも、端末側は送受信が可能なのが必要であるが、いずれにしても両者のインターフェースが問題になる。</p> <p>○公社のセールスマンを差し向けるから、見積書によって現在の年間経費と比較すればよいだろう。</p>

<p>1. 近畿日本ツーリストと近畿日本鉄道とがお互いのコンピュータを結んでのデータ通信を申請したので、その内容を参考までに紹介する。「ツーリスト」と「鉄道」とは、同じ場所に同じ型のコンピュータ（U-418）を並べて「ツーリスト」は旅館の予約を、「鉄道」は座席予約を行っていた。これを結んで「ツーリスト」の全国の端末（75ヶ所）から「鉄道」の座席予約が出来るように申請したものである。双方のコンピュータは、1600ボア回線を2回線で結んだが、いろいろ難しい面があった。技術的には、①インター・コンピュータ・ターミナルを使うか、②通信制御装置を通じて結ぶかを検討したが、将来、例えば航空会社のコンピュータと結ぶ等、他機種とのインタフェースを考えて後者の方法を採用した。又、「ツーリスト」側は、主としてテレックス・コードに依っており、「鉄道」側は、ISOコードを使っていた</p>	<p>ので、その調整に苦心した。法律的な面では、「鉄道」側の端末は殆ど駅に置いてある。その場合は「鉄道」の私設回線に結ばれていて、これは有線電気通信法の規制を受けている。公衆電気通信法は、今回改正されて回線利用が大幅に自由化されたが、有線電気通信法は殆ど改正されていないので、その接点の所でいろいろな問題があったが、共同利用として認められた。 (cf. II-7, 12, 13)</p>
--	--

財団法人 日本情報開発協会

資料室

請求 番号	経 47-15 7	登録 番号	
著者名	日本経営情報開帳協会		
書名	遠隔情報処理質疑応答集		
所属	帯出者氏名	貸出日	返却 予定日
			返却日

